

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

丹波市は、健康管理事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

健康管理に関する事務では、情報システムの保守業務を外部業者に委託している。委託業務契約において、情報の適切な管理を図るための措置を講じている。

評価実施機関名

丹波市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	健康管理に関する事務			
②事務の概要	1. 予防接種に係る事務 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令に定める者について、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定められた予防接種を行う。予防接種の実施及び実費の徴収、健康被害救済の給付、記録の作成と保存に関する事務を行う。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種の実施、予防接種情報の管理等を行う。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予防接種情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータル等を介して予防接種情報の入力、接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、予防接種時に、従来の紙の予防票に代えて、マイナンバーカードをタブレットに搭載された医療機関用アプリ又は医療機関のシステムで用いることにより、医療機関において住民が事前に入力した予防接種情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・自治体は、医療機関から入力された予防接種情報、接種記録の取得及び住民への通知が可能となる。 2. 母子保健に係る事務 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母性・乳幼児に対する健康診査及び健康指導、訪問指導等を行う。また、低出生体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の徴収に関する事務を行う。 3. 健康増進事業に係る事務 健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康診査等を実施し、生活習慣病の予防と疾病の早期発見や健康相談・健康教室・家庭訪問等の保健指導を行い健康づくりを推進する。			
③システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、Public Medical Hub(PMH)			
2. 特定個人情報ファイル名				
予防接種ファイル、健診ファイル、母子管理ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表14、70、101、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第40条、第54条、第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	＜予防接種(新型インフルエンザ等)関係＞ (情報提供) 番号法第19条第6号及び第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、28、153、154の項 (情報照会) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、27、28、29、153、154の項 ＜母子保健関係＞ (情報提供) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、48、71、80、95、112、125、161の項 (情報照会) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 95、96の項			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	丹波市 健康部 健康課 / 丹波市 福祉部 こども福祉課			
②所属長の役職名	健康課長 / こども福祉課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 ふるさと創造部 総合政策課			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	〒669-3464 兵庫県丹波市氷上町石生2059番地5 丹波市 健康部 健康課 / 丹波市 福祉部 こども福祉課			
9. 規則第9条第2項の適用				
[]適用した				
適用した理由				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、予防接種事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	予防接種実施判定システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の 定期的な見直し作業に伴う修正
平成29年6月1日	Ⅱ-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の 定期的な見直し作業に伴う修正
平成30年6月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の 定期的な見直し作業に伴う修正
平成30年6月1日	Ⅱ-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の 定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	I-7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1番地 企画総務部 総務課	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1番地 企画総務部 総合政策課	事後	組織変更に伴うものであるため、 重要な変更し該当しない。
令和1年6月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の 定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	Ⅱ-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の 定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	新様式への変更				
令和2年6月1日	評価の再実施				
令和3年2月1日	I 関連情報		予防接種に係る事務に新型コロナウイルス等 対策特別措置法に基づく項目を追加	事前	
令和3年7月16日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正 に伴うもの
令和3年8月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要		4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行 う。 また、予防接種の実施後に、接種者からの申 請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接 種証明書の交付を行う。	事後	新型コロナウイルス感染症対 策事務にかかるワクチン接種 記録システム(VRS)におい て、特定個人情報を取り扱う ため、特定個人情報保護評価 書を修正する。
令和3年8月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内 統合宛名システム)、中間サーバ	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内 統合宛名システム)、中間サーバ、ワクチン接 種記録システム(VRS)	事後	新型コロナウイルス感染症対 策事務にかかるワクチン接種 記録システム(VRS)におい て、特定個人情報を取り扱う ため、特定個人情報保護評価 書を修正する。
令和3年8月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ ン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	新型コロナウイルス感染症対 策事務にかかるワクチン接種 記録システム(VRS)におい て、特定個人情報を取り扱う ため、特定個人情報保護評価 書を修正する。
令和3年12月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ ン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ ン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	新型コロナウイルス感染症対 策事務にかかるワクチン接種 記録システム(VRS)におい て、特定個人情報を取り扱う ため、特定個人情報保護評価 書を修正する。
令和4年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 法令上の根拠		第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接 種の実施に関する 事務であって主務省令で定 めるもの」が含まれる項 16の2項 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項 のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予 防接種の実施に関する事務であって主務省令 で定めるもの」が含まれる項 16の3項	事前	接種証明書のコンビニ交付 サービスの実施において、新 たにコンビニのキオスク端末 から個人番号を取得すること に伴い、特定個人情報の取扱 いに変更が生じるため、特定 個人情報保護評価書を修正 する。
令和4年6月27日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年12月1日 時点	令和4年4月5日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の 定期的な見直し作業に伴う修正
令和4年6月27日	Ⅱ-2. 取扱数 いつ時点の係数か	令和3年12月1日 時点	令和4年4月5日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の 定期的な見直し作業に伴う修正
令和6年10月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行 う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証 明書の交付を行う。	削除		自治体が利用する VRS の機 能が令和6年9月 30 日をもっ て全て停止

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 予防接種に係る事務 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令に定める者について、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定められた予防接種を行う。予防接種の実施及び実費の徴収、健康被害救済の給付、記録の作成と保存に関する事務を行う。 また、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型コロナウイルス等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種の実施、予防接種情報の管理等を行う。	1. 予防接種に係る事務 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令に定める者について、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定められた予防接種を行う。予防接種の実施及び実費の徴収、健康被害救済の給付、記録の作成と保存に関する事務を行う。 また、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型コロナウイルス等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種の実施、予防接種情報の管理等を行う。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータル等を介して予診票情報の入力、接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、マイナンバーカードをタブレットに搭載された医療機関用アプリ又は医療機関のシステムで用いることにより、医療機関において住民が事前に入力した予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・自治体は、医療機関から入力された予診票情報、接種記録の取得及び住民への通知が可能となる。	事前	予防接種情報デジタル化B類先行実施にかかる要件
令和6年10月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	事後	自治体が利用する VRS の機能が令和6年9月 30 日をもって全て停止
令和6年10月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、Public Medical Hub(PMH)	事前	予防接種情報デジタル化B類先行実施にかかる要件
令和6年10月11日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	削除	事後	自治体が利用する VRS の機能が令和6年9月 30 日をもって全て停止
令和6年10月11日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一第10項(予防接種法)、第49項、第76項、第93項の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第40条、第54条、第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表14、70、101、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第40条、第54条、第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	番号法の改正のための変更
令和6年10月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する 事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 16の2項 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 16の3項 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 56の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 16の2項 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 17項 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 19項 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 115の2項 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められるもの」が含まれる項 70項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第19条、第30条、第44条、第59条の2 (情報照会の根拠) 第13条、第39条	＜予防接種(新型コロナウイルス等)関係＞ (情報提供) 番号法第19条第6号及び第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、28、153、154の項 (情報照会) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、27、28、29、153、154の項 ＜母子保健関係＞ (情報提供) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、48、71、80、95、112、125、161の項 (情報照会) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 95、96の項	事後	番号法の改正(別表第二の廃止)のための変更
令和6年10月11日	II-2. 取扱数 いつ時点の計数か	令和4年4月5日 時点	令和4年10月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和6年10月11日	II-2. 取扱数 いつ時点の計数か	令和4年4月5日 時点	令和4年10月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月11日	Ⅳ リスク対策 管理項目の追加				様式変更のため
令和7年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	丹波市 健康福祉部 健康課	丹波市 健康部 健康課 / 丹波市 福祉部 こども福祉課	事前	令和7年度以降の組織改編に伴う修正
令和7年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康課長	健康課長 / こども福祉課長	事前	令和7年度以降の組織改編に伴う修正
令和7年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒669-3464 兵庫県丹波市氷上町石生2059番地5 丹波市 健康福祉部 健康課	〒669-3464 兵庫県丹波市氷上町石生2059番地5 丹波市 健康福祉部 健康課 / 丹波市 福祉部 こども福祉課	事前	令和7年度以降の組織改編に伴う修正
令和7年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和6年10月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	令和7年度以降の組織改編に伴う修正
令和7年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和6年10月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	令和7年度以降の組織改編に伴う修正